

## 【武蔵野プレイス登録市民活動団体登録要件】

《登録できる団体は、以下の要件をすべて満たしている団体です》

《確認✓を入れてください》

- 市民等の自主的な参加による、自発的な活動であること。
- 公益性を有する（不特定多数の利益を目的とする）活動であること。  
（趣味、娯楽、スポーツなどの共益活動の場合、不特定多数の人々の参加を受け入れる活動であること）。
- 武蔵野市在住者を主な構成員とすること、または武蔵野市内で活動する団体（その活動によって利益を得る人々の中に武蔵野市民が相当数含まれる）であること。
- 市民の生活、文化または教養の向上に寄与する活動であること。
- 公序良俗に反しない活動であること、その他社会的な非難を受けるおそれのない活動であること。
- 営利を目的としない活動であること。
- 宗教活動または政治活動を主な目的としない活動であること。
- 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としない活動であること。
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の利益にならない活動であること。
- 情報公開できること。
- 次に定める活動に該当する活動であること。

※下記の中から主たる活動分野を1つ選び申請書の「活動分野」欄に記入してください。  
他に該当する活動分野がありましたら続けて2つまで記入してください。

### 武蔵野プレイス登録市民活動団体登録活動分野表

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	11	国際協力の活動
2	社会教育の推進を図る活動	12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動	13	子どもの健全育成を図る活動
4	観光の振興を図る活動	14	情報化社会の発展を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	15	科学技術の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動	16	経済活動の活性化を図る活動
7	環境の保全を図る活動	17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
8	災害救援活動	18	消費者の保護を図る活動
9	地域安全活動	19	市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	20	その他の活動